

公 示 送 達 に つ い て

次の者は、書類の送達が出来ないため、地方税法（昭和25年法律第226号）

第20条の2の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、当町税務課が保管し、いつでも送達を受ける
べき者に交付する。

令和8年9月24日

岐阜県揖斐郡池田町長

竹中 誉

送 達 す る 書 類	送 達 を 受 け る 者
	氏 名 （ 名 称 ）
別紙の通り	

[illegible]